



留寿都村

議会だより



それぞれの決意を胸に
式に臨みました

平成23年第4回定例会	2～3
平成23年第4回臨時会	3
一般質問	4～9
議会日誌	10
編集後記	10

平成24年2月6日

No. **130**

平成23年第 4 回定例会



平成 23 年第 4 回定例会は 12 月 16 日に招集され、3 名の議員が一般質問を行った後、決算 8 件、条例改正 5 件、補正予算 5 件、人事 1 件、その他 2 件、意見書 1 件を議了し閉会しました。

決算

平成二十三年九月十六日に開催された第三回留寿都村議会定例会において、平成二十二年度各会計の決算認定について、決算特別委員会を設置のうえ付託し、閉会中の継続審査としました。

同委員会において、全会計について審議した結果の報告が西原委員長からあり、承認可決されました。

◎平成二十二年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定について
……原案認定

◎平成二十二年度留寿都村老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
……原案認定

◎平成二十二年度留寿都村民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
……原案認定

◎平成二十二年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
……原案認定

◎平成二十二年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
……原案認定

◎平成二十二年度留寿都村特別養護老人ホーム等運営事業特別

会計歳入歳出決算の認定について
……原案認定

◎平成二十二年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……原案認定
◎平成二十二年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

条例

◎村税条例等の一部改正
……原案可決

現下の厳しい経済状況及び雇用状況に対応して税制の整備を

平成二十二年 各会計決算審査の概要

平成二十二年度各会計の決算認定については、平成二十三年九月十六日に開催された第三回留寿都村議会定例会において、決算特別委員会を設置のうえ付託し、閉会中の継続審査とした。同委員会は議長と議員の内から選任された監査委員を除く八名の委員をもって構成され、委員長に西原副議長、副委員長に坂庭議員を選出し、各会計の決算について審査しました。

その結果、委員長から次の意見を付して「認定すべき」と決定した旨の報告があり、原案どおり認定されました。

委員会審査報告

財政に関する指数は何れも良好な状況にあることを示しており、健全財政が堅持されている。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務付けられている健全化判断比率は基準を大きく下回っており、良好な財政状況にあることが認められる。

引き続き、健全財政の堅持に努めながら、適切な施策の展開にあたりたい。

なお、村税及び税外収入の未済額に対する徴収に向けられた努力は充分に為されており、その成果も認められるが、負担の公平を確保するためにも引き続き、粘り強く徴収にあたりたい。

……原案認定

図るための地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、村税条例との整合性を保ち村税の適切な課税をするうえで必要な改正及び国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル業の用に供する家屋に対する固定資産税の不均一課税の適用となる家屋の規定を改正するものです。

◎留寿都村学校給食センター設置条例の一部改正…原案可決

留寿都村学校給食センター運営委員会の委員に学校等の衛生管理の担当者二名を加え、委員の総数を八名に改正するものです。

◎留寿都村社会教育委員の定数及び任期に関する条例及び留寿都村公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正

…原案可決

留寿都村社会教育委員の定数一名及び留寿都村公民館運営審議会委員の定数一二名を各委員ともに定数を六名に改正するものです。

◎スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正

…原案可決

スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、関係条例中の体育指導委員をスポーツ推進委員

の名称に変更するものです。

◎留寿都村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

…原案可決

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族について規定している条文を改正するものです。

◎留寿都村介護サービス事業条例の一部を改正する条例

…原案可決

留寿都村介護サービス事業条例において、介護サービス事業を行う事業所の名称と位置を規定しており、そこで規定している事業所の位置が変更されるため改正するものです。

補正予算

◎平成二十三年留寿都村一般会計補正予算（第六号）

…原案可決

今回の補正は、一億一千六百八十五万二千円を追加し、総額を二十二億九千五百二十二万八千円とするもので、補正した主な内容は次のとおりです。

歳入 (単位：千円)

・地方特例交付金 一、一五四

・ふれあい公園パークゴルフ場利用料 ▲二三一

・子ども手当交付金 ▲五、九三七

・子育て支援対策事業費補助金 一、一九七

・前年度繰越金 一一〇、六九二

歳出 (単位：千円)

・期末手当（議員） ▲七三四

・財政調整基金積立金 九三、六八一

・一般職給 ▲一六四

・職員手当等 ▲一、四一一

・市町村職員共済組合負担金 二、六三一

・戸籍電算化業務委託 三九、五八五

・福祉灯油等扶助費 五六〇

・特別養護老人ホーム等運営事業特別会計操出金 四、一〇一

・障害者自立支援給付費三五四

・子ども手当 ▲六、二七〇

・診療事業特別会計操出金 七〇八

ふれあい公園芝管理業務委託 ▲四、九七七

ルスツふるさと公園等芝管理業務委託 ▲二、一五四

アカダモパークゴルフ場芝管理業務委託 ▲一、〇四四

◎平成二十三年留寿都村一般会計補正予算（第五号）

…原案可決

◎平成二十三年留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

…原案承認

第四回 議会臨時会

平成二十三年第四回議会臨時会は十一月二十五日に招集され、専決処分承認二件、条例の一部改正一件、補正予算四件を議了し閉会しました。

◎専決処分の承認を求めることについて【平成二十三年留寿都村一般会計補正予算（第四号）】

…原案承認

◎専決処分の承認を求めることについて【平成二十三年留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）】

…原案承認

一般会計及び簡易水道事業特別会計の補正予算については、共に九月六日の台風十二号で受けた災害の復旧工事を早急に行う必要があったことから専決処分を行ったものです。

◎留寿都村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

…原案可決

◎平成二十三年留寿都村一般会計補正予算（第五号）

…原案可決

◎平成二十三年留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

…原案可決

◎平成二十三年留寿都村診療事業特別会計補正予算（第一号）

…原案可決

◎平成二十三年留寿都村特別養護老人ホーム等運営事業特別会計補正予算（第二号）

…原案可決

・公共下水道事業特別会計操出金 今回の補正は、二百七十七万五千円を減額し、総額を六千七百七十

・村民総合運動場芝生管理業務委託 ▲三、〇八四

◎平成二十三年留寿都村診療事業特別会計補正予算（第二号）

…原案可決

◎平成二十三年留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

…原案承認

今回の補正は、七十万八千円を追加し、総額を一億二千三十

五万四千円としたものです。
 ◎平成二十三年度留寿都村特別
 養護老人ホーム等運営事業特別
 会計補正予算(第三号)
 ……原案可決
 今回の補正は、百三十九万六
 千円を追加し、総額を二億二千
 三百五十六千円としたものです。
 ◎平成二十三年度留寿都村公共
 下水道事業特別会計補正予算
 (第一号)
 ……原案可決
 今回の補正は、一万二千円を
 追加し、総額を一億五千九百五
 十九万六千円としたものです。

割六十五%を均等割三十五%、
 処理件数割五十%、徴収実績割
 十五%に改め、徴収実績割は前
 々年度の実績によることとした
 ものです。
 ◎留寿都村選挙管理委員会委員
 及び同補充員について
 ……決 定

選挙管理委員会委員及び同補
 充員の任期満了に伴い、次の
 方々が当選されました。
 選挙管理委員(四人)

その他

◎指定管理者の指定について

……原案可決

老人デイサービスセンター、
 高齢者生活支援ハウス両施設の
 管理を指定管理者となる社会福
 祉法人留寿都村社会福祉協議会
 に行わせることについて議決し
 たものです。なお、指定の期間
 は平成二十四年四月一日から平
 成二十五年三月三十一日までの
 一年間です。
 ◎後志広域連合規約の変更に
 ついて
 ……原案可決
 広域連合で処理する事務の内、
 滞納整理に要する経費の負担割
 合の均等割三十五%、処理件数

補 充 員 (四 人)

- 高 波 盛 夫
- 近 藤 良 憲
- 廣 瀬 茂 樹
- 大 西 繁 憲
- 粕 谷 信 行
- 花 谷 浩 一
- 五 十 嵐 一 裕
- 増 山 ひとみ

意見書

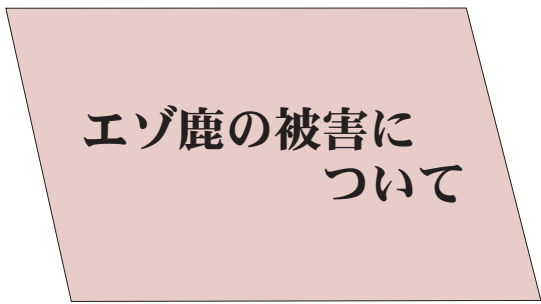
◎環太平洋経済連携協定に反対
 する意見書

- 提出者 中 村 裕 明
- 賛成者 本 田 広 司

一 般 質 問

第四回議会定例会では、三名の議員から四件の村政
 に対する質問がありました。

▼エゾ鹿の被害について……………	本田 広司議員……………	4
▼住宅政策の推進について……………	堤 富佐代議員……………	6
▼保育所におけるフッ化物洗口の実施について……………	堤 富佐代議員……………	7
▼留寿都村観光振興について……………	中村 裕明議員……………	9



エゾ鹿の被害について

本田広司議員 (質問)

エゾ鹿の被害について質問い
 たします。エゾ鹿の被害は年々
 増大しています。私は、今年十
 一月二六日より三十日までの五
 日間、貫気別川流域、登延頓川

土屋村長 (答弁)

流域、貫気別山の麓の十一地区
 三八戸の農業者に聞き取り調査
 を実施しましたところ、二八戸
 の農業者に被害があり、その食
 害金額は合計一千三百八十七万
 円に上ります。
 この現実を踏まえて次の4点
 について、村長に質問いたしま
 す。
 ① 国・道の補助事業を活用し、
 村界に侵入防護柵を設置できな
 いか。
 ② 夏期間ハンターを雇用でき
 ないか。
 ③ 留寿都村猟友会を広域防除
 隊に加入させられないか。
 ④ ハンターの育成、助成など
 の考えはないか。以上、4点に
 ついて質問いたします。

また、本村の有害鳥獣による
 被害の状況につきましては、後
 志町村会等の各種要請活動を通
 じて、国や北海道に報告し、そ
 の対策として免許の取得やわな
 の取扱いに係る柔軟な対応につ
 いて、随時要請をしてきている
 ところであります。
 ① について、国や道の補助事
 業を活用して村界に侵入防護柵
 を設置できないかというご質問



公民館まつり

また、制度では、鳥獣害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合で、資材費のみ交付対象経費とするときには補助率によらないで定額補助となっております。

本村におきましても参考にさせていただきなから実現に向けて、その方策について研究していきたいとそう思うしております。

ですが。

鳥獣害防止施設として、侵入防護柵（ネットフェンス、電気柵）を二分の一以内の補助率で整備できる「鳥獣被害防止総合対策事業」という補助事業があります。

村界に侵入防護柵を設置するということは、隣接する町村との関係も考慮しなければならぬデリケートな問題でもございます。

鳥獣には町村界がありませんので、隣接する町村と連携を取って対策を講じていかなければならないと考えています。

本村の猟友会は現在4名で構成

されており、議員もご承知のとおり、全員生業を持ちながら駆除業務にご尽力いただいておりますことから、専門的な対応が困難な場合もあり、苦慮いたしているところでございます。

全道的な傾向と同じく、本村においても狩猟免許所有者は不足していることから、昨年度から猟友会のネットワークを活用して新たに村外在住の3名の方にも賛助会員として加盟していただきご協力をいただいております。

質問は業務として駆除業務に専念できる人材を雇用してはどうかとのことでございます。このことにつきましては、昨年

の十二月議会でも同じご質問をいただき、私は「村は本来『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』の規定に基づいて、現

に被害を生じさせ、またはその恐れのある種について被害を防止する目的を達成するために必要最小限の員数を捕獲するための許可申請を行う立場であることから、有害鳥獣駆除を担当するハンターを雇用することは、

一般的に馴染まない点もあるため、今後の検討としたい」とお答えした記憶がございます。

有害鳥獣による被害を防止するためには、捕獲による防除対策と被害を受けている農業者自らが対策を講じることをお願いしたいと思っております。そのことを行政が支援していくことになるのではないかとその様に思っております。

そのうえで有害鳥獣からの防除対策は、動植物の生態系を守りながら、有害鳥獣の研究をしている職員の採用や養成に努めて参りたいとそのように考えてございます。

3点目のご質問でございますけれども、留寿都村猟友会を広

域防除隊に加入させられないかとのご質問でございます。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第九条に基づき、市町村は被害防止計画に基づき、捕獲等を実施するために、

鳥獣被害対策実施部隊を設置することができるとされております。議員がおっしゃる防除隊というのは、この実施隊のことを指しているのだと思います。

実施隊を設置し鳥獣捕獲員に任命されると非常勤の公務員として報酬を受け、公務災害が適用されることや狩猟税が二分の一に減免されるなどのメリットがあります。しかし、本村の場合、

猟友会と年間の駆除業務委託契約を締結し、業務実績に応じて委託料をお支払いしていることから、現時点では猟友会の皆さんを含めた鳥獣被害対策実施隊を設置していない状況にあります。

本村の猟友会は、先程もご説明申し上げましたが、ネットワークを活用して札幌市等に在住している方も含めて活動しており、また、特に真狩村の猟友会とは連携を取り合い、お互いの

村での駆除業務ができるように捕獲申請を両村に出しております。

議会を傍聴してみませんか

議会は公開が原則です



すので、今後、共同で一斉捕獲活動に取り組むことなどの広域的な駆除活動ができませんことから、実施隊を設置することのメリット、デメリットにつきまして、今後、猟友会の皆さんと改めて協議して参りたいと思えます。

免許の所持者がいる場合、免許のない組合員や職員も所持者の指導でわなの設置ができるよう規制を緩和することとしており、十二月中に北海道環境審議会に諮問し、来年三月までに正式に決定したい考えである」と掲載されておりました。

4番目につきまして、ハンターの育成、助成などの考えはなにかとご質問でございます。シカは、主に夜間や早朝に行動する習性がありまして、日の出から日没までと銃器の使用には制限があるため、昨年度、留寿都村鳥獣被害防止対策協議会として、国の鳥獣被害防止対策総合事業補助金を活用して、夜間でも使用できる「くくりわな」を十五基購入し、新たな対策を講じてきたところでございます。「くくりわな」の使用は、わな猟免許を所有していることが前提ですが、本村の場合、わな猟免許を所有している人が少ないことから対応には限りがある状況でございます。

また、銃器を扱えるハンター不足を補うためには、計画的にハンターを養成していく必要があると思われませんが、狩猟免許の取得は個人の方の意思に基づくものであり、取得後においても維持経費が掛ることなどから、現実には思うように取得が進んでいない状況でございます。道内には農家自らがエゾ鹿の捕獲を進めようと組織を立ち上げ、免許を取得し駆除する自立体制を確立している地域があると聞いています。参考にさせていただきながら、被害を受けている農業者自らが駆除できるように狩猟免許取得への支援についても検討していきたいと考えております。

北海道新聞朝刊の記事によりますと、北海道は来年度から五年間の第十一次北海道鳥獣保護事業計画素案で「エゾ鹿の捕獲を促進するため、農協や市町村など法人格を持った団体にわな猟

免許の所持者がいる場合、免許のない組合員や職員も所持者の指導でわなの設置ができるよう規制を緩和することとしており、十二月中に北海道環境審議会に諮問し、来年三月までに正式に決定したい考えである」と掲載されておりました。

本田広司議員 (再質問)

この地図は六万分の一です。外周を定規で測りますと、約九センチあります。六万倍しますと五十五・二キロとなります。約十年前、留寿都村では、中華人民共和国の視察研修をされたと思います。その時に万里の長城を視察されたと思いますが、あれは二千七百年前から構築が始められ、秦の始皇帝の時代、二千二百年前に完成したそうです。あの目的は、北方騎馬民族から国民を守るために作られたものと聞いております。あの国の治めるものが、あの広大な成都をつくられたのを留寿都の村民がエゾ鹿の被害に苦しんでいるその参考にしていただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

土屋村長 (再答弁)

本田議員の再質問にお答えいたします。

本田議員にあたりましては、実態調査を踏まえ、またそういった中での具体的な一般質問でありまして、私といたしましても十分研究をし、取り組んで参りたいと思っております。

シカの被害につきまして、各地域で村政懇談会の中でも、各地域で挙げられております要望の中で

非常に多い案件でございます。農作物を守り、そして有害鳥獣の駆除をする方法につきましては、有識者を含めまして、関係者の皆さんと考えまして補助事業を活用しながら、地域住民の皆さん、そして猟友会の皆さん、そして行政が一体となってこれらについて取り組んで参りたいその様に考えているところでございます。

留寿都村の人口は、二〇一一年の二月末に二〇〇一人を数えました。その後増減はありましたが一九八三人ということで一〇月末の数になっております。こういった人口減少を止めるためにも、村としてより強力な対策が必要と考えます。

住宅政策の推進について

堤富佐代議員 (質問)

住宅政策の推進についてお伺いします。

現在、本村においては家族向け、特に子育て家族向け賃貸住宅が慢性的に不足しており、単身者向け住宅に已む無く入居している状況が見られます。

第一番目に、今後の村営住宅建設予定についてです。第二番目に、定住化促進事業の導入は、持ち家だけでなく賃貸住宅についての効果も評価できると考えますが、村長はいかがお考えでしょうか。

土屋村長 (答弁)

堤議員のご質問にお答えいたします。村営住宅の今後の建設の予定についてのご質問でございます。村営住宅は、公営住宅等の整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業に係る地域住宅交付金により、平成十九年度一棟八戸、二十一年度に一棟四戸の村営住宅を整備してきております。

平成二十一年度に公営住宅等長寿命化計画の策定が義務付けられたことによりまして、平成二



五年度に策定を計画しており、策定完了から三年後に建設が可能となります。

次に定住化促進事業の導入は、持ち家だけでなく賃貸住宅についての効果も評価できると思えるがいかかかのご質問であります。

堤富佐代議員 (再質問)

このことにつきまして、住宅不足が人口減少の原因であるならば、評価できると思われません。

しかし、留寿都村の定住化促進事業として検討することはできません。空き家の調査をはじめ、需要と供給のバランスが

重要でないかと思っております。一番大切なことは、定住者を受け入れる、やさしく親切な説明と気持ちが大切であると考えております。

土屋村長 (再答弁)

堤議員からの再質問にお答えを申し上げます。

一番目の今後の村営住宅の建設については、早くとも平成二七年くらいになるということではないです。

二番目で、やさしい説明が必要というようなお答えをいただいたんですけれども、私としては、住宅の必要性というものは住民税の増加とか交付税算定への効果、固定資産税の増加等、いろいろと効果が考えられます。

うので、定住化促進事業というのは実際に村として進めていく気持ちはあるのでしょうか。

公営住宅につきましては、住宅に困窮するいわゆる低所得者を施策対象とし、家賃は入居の収入であるとか、住宅の立地、規模等にに応じて定められることになってございます。

現在の村営住宅が全戸これに当たっております。議員が取り上げております子育て世帯が該当する住宅は、いわゆる市町村が建設する地域優良賃貸住宅、住居の安定に特に配慮が必要な世帯を施策対象とし、家賃は近傍同種家賃となっております。

おり、需要と供給のバランスがございませう。そういったことから今、空き家の調査であるとか、そういったことを二四年度で進めようと思っております。

今後、先ほど申し上げました、本当に人口対策として住宅が不足しているから、人口が増えていけないんだということであれば、考えていかなければならぬことであろうと思っております。

また、今、村政懇談会の中で、人口のことについても、いろいろ住民の方からご提言がございませう。

堤富佐代議員 (質問)

保育所におけるフッ化物洗口の実施について

保育所におけるフッ化物洗口の実施についてお伺いします。

「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」は、任意の協力を前提とした北海道の政策条例であり、附帯決議として「実施の判断は市町村の判断にゆだねる」となっていることから拘束力はありません。

保護者の自由選択になるということですが、子どもの虫歯のことを考えると、何となくフッ素の洗口を選んでしまふ、村が勧めるのだから良いだろうと選んでしまふ、結果的に保護者の選択肢を狭くしていると思われ

ますので、賃貸住宅として建てる力のある方に対して、そういう補助をすれば、借上げ型の住宅として村としても事業を行っていくことも可能ではないかと思

うので、賃貸住宅として建てる力のある方に対して、そういう補助をすれば、借上げ型の住宅として村としても事業を行っていくことも可能ではないかと思

うので、賃貸住宅として建てる力のある方に対して、そういう補助をすれば、借上げ型の住宅として村としても事業を行っていくことも可能ではないかと思



るものであつて、虫歯を治すものではありません。

虫歯は生活習慣や遺伝的要因も深く影響するので、家族全員で予防に取り組むべきであります。

フッ化物洗口の導入にあたっては、北海道で行うアンケートとは別に、村として虫歯に対する意識調査によって虫歯を減らすことの重要性を住民全体に訴えていくことが必要と考えるが村長はいかがお考えでしょうか。

土屋村長（答弁）

集団生活の場で予防すべき伝染病と指定されてはおりませんが、集団医療として取り入れるのは難しいと十一月に全道の女性議員の協議会の中でも、そういった意見が多数出ておりました。

保育所におけるフッ化物洗口の実施についてのお尋ねであります。

虫歯本数が多い子供に対して的確な指導がないままフッ化物洗口を取り入れたのでは、フッ化物洗口さえしていれば虫歯はなくなると思われませんか。

フッ化物洗口の効果と安全性につきましては、本年九月の定例村議会における一般質問に対して、浪越教育長から説明しております。意を同じくすることから、

フッ化物は虫歯をできにくくするものであつて、虫歯を治すものではありません。虫歯は生活習慣や遺伝的要因も深く影響するので、家族全員で予防に取り組むべきであります。

フッ化物洗口の効果と安全性につきましては、本年九月の定例村議会における一般質問に対して、浪越教育長から説明しております。意を同じくすることから、

の有効性と安全性はすでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている」とされております。また、北海道におきましては、平成二一年六月に制定された北海道歯・口腔健康づくり8020推進条例第十一条において、効果的な歯科保健対策として、フッ化物洗口の推進について位置づけられ、更に第九条において市町村への支援に対する体制が整えられているところであります。

甘い食べ物や飲み物に含まれる糖、虫歯菌、虫歯に弱い歯の質、この三つの要因が揃った時に発生するとされており、虫歯予防の対策は、この三つの要因を揃わせないことが重要で、その対策として飲食をする時間と量を決め、適正に摂取すること。口の中にいる虫歯菌を歯ブラシで出来るだけ取り除くこと。更に、フッ化物洗口により歯の質を強くする方法が有効であるとされておりあります。これらの対策はそれぞれが重要であり、フッ化物洗口だけに頼るものではなく、総合的な対策の一環としてフッ化物洗口を位置付けております。

また、児童・生徒は、学校の管理下において学校歯科医による健診、歯科衛生士や養護教諭による指導が行われており、高齢者に対しては年六回介護予防事業により歯科医師や歯科衛生士から歯科全般に関する講話などを実施しており、広報するすつのほけんだよりでも年三回、歯科医師から歯科保健に関する情報をお知らせしているところであります。

なお、本村では、乳幼児歯科健康診査及び一歳六ヶ月児・三歳児健康診査時において、生活習慣や食生活の環境、更には歯

磨きをはじめとした虫歯予防など、歯に関するアンケートを実施しており、虫歯の原因やその対策など、実態把握と歯科指導の基礎資料とすることを目的に行っているところでございます。今後、このアンケート結果も参考にしながら、歯科保健に理解を深めてもらえるよう、各種事業を通じての指導や広報等による住民周知も引き続き取り組んで参りたいと考えております。

そこで、「フッ化物洗口の導入にあたっては、意識調査によって虫歯を減らすことの重要性を村民全体に訴えていくことが必要」とのお尋ねでございますけれども、虫歯を減らすことの重要性は皆さんご承知のところであり、村としましては先程も述べましたとおり、対象者ごとに所管する立場で虫歯を減らすことの重要性を含め、歯科保健に関する指導、情報提供などを実施しておりますので、今後も教育委員会とも連携しながら継続して参りたいと考えております。

フッ化物洗口に関しましては、保護者の意向に沿って、早期に具体的な対策を講じることが第一と考えております。

留寿都村観光振興について

中村裕明議員（質問）

留寿都村観光振興について、村長にお尋ねいたします。

東日本大震災以来、状況はますます厳しくなっております。そういう中で、競争力を失うことなく、更に五年、一〇年先を見据えた政策が必要かと思えます。今こそ、将来像を描き、そこに向かって先行投資していく事が求められていると思えます。そして、着実に開発、発展の土俵を整備することが急務であると思えます。

二セコも状況は変わってきております。今までの投資目的の外資の乱入から、しっかりとビジョンを持った企業が入り始めております。留寿都村はこれか

らだと思えます。だからこそ慎重に、大胆に村を開く必要を感じております。

観光と農業と商業の連携が今こそ求められていると思います。留寿都村の宝を最大限に活用して活性化し、進化させていくことが急務であると思えます。

そこで村長のお考えをお尋ねいたします。

一 留寿都村として具体的に観光振興を考えておられますか。

土屋村長（答弁）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、東日本大震災以降、特に観光産業は大変厳しい状況であると私も認識をしております。

本村においては、そういった状況を鑑みて本年六月の議会において、議員各位のご理解をいただき、留寿都村観光振興特別対策事業として本村の観光産業の主要機関であります加森観光株式会社に対する対策を講じたところであります。

中村議員には、「今こそ、将来像を描き、そこに向かって先行投資していく事が求められている。そして、開発、発展の土俵を整備することが急務」と指

摘されておりますが、観光施策は、少数の人が居住する空間があるという現状を肯定し、まず大きく内外にアピールし、本村の良さを多くの方に理解していただくために、開発行為を含めまして有意性が認められるものであれば大いに推進すべきと考えております。

しかし、開発行為については、土地の有効活用を図る観点と自然美を維持、保持する観点を十分考慮し、推進して参りたいと考えております。

また、議員のご発言にござい

ますように、「留寿都村はこれからであり、だからこそ慎重に、大胆に村を開く必要がある。観光と農業と商業の連携、留寿都村の宝を最大限に活用して、活性化し、進化させていく事が急務である」という考えのようでありまして、観光客誘致につながる事業の推進など、必要な施策を進めて参りたいと存じます。

その様な取り組みを進めていくことで、商店街の活性化や村内の新しい資源の発見や開発につながるのではないかと期待をいたしております。

都市と農村の交流を考えると、本村のような過疎地域が豊かな生活空間に発展するために

は、少数の人が居住する空間があるという現状を肯定し、まず住んでいる人がのんびりと静かに暮らせれば良いという視点をもちながら、町を有名にするこ

とだけが目的ではなく、住民にとって暮らしやすい町とは何かを考えることも重要かと思っております。

今後は、議員の発言にありま

すように留寿都村の宝を改めて見つめ直し、風光明媚な景観、高品質な農産物など、本村が持つ資源の有効な活用方策等について、関係団体や住民の皆さんとの積極的な意見交換の場を設けながら、農業と観光と商業を結び付けることもまさに大切なことだと考えております。

留寿都の資源を最大限に活かした農村体験などのソフト事業の推進につきましても模索して参りたいと思えます。また、総合計画におきましても、留寿都の持つ魅力を再確認し、観光客や来訪者をもてなす心を育て、観光振興を促進することを基本的な取り組み方向としておりますことから、本村の魅力発信に努めるとともに、新たな観光PR事業や集客事業への取り組みを支援していききたいと思っております。

議 会 日 誌

……11 月……

- 8 日 留寿都村功労者表彰式
(議長、議員出席)
- 9～10日 羊蹄山ろく消防組合議会視察研修
(旭川市他 中村議員、山下議員出席)
- 13～14日 北海道女性議員協議会総会
(札幌市 堤議員出席)
- 15日 後志町村議会議長会臨時総会
(東京都 議長出席)
- 16日 第55回町村議会議長全国大会
(東京都 正副議長出席)
- 16～18日 羊蹄山麓町村議会正副議長会視察
研修
(山梨県、長野県 正副議長出席)
- 25日 第4回議会臨時会
第1回決算特別委員会
- 26日 ルスツリゾートスキー場安全祈願祭
(議長出席)
- 28日 平成23年第2回後志広域連合議会定例
会
(倶知安町 議長出席)

……12 月……

- 7 日 議員全員協議会
- 8 日 後志町村議会議長会臨時総会
(札幌市 議長出席)
- 8～9日 後志町村議会議長会研修会
(札幌市 議長出席)
- 12日 議会運営委員会
- 16日 第4回議会定例会
- 26日 羊蹄山麓環境衛生組合議会定例会
(倶知安町 中村議員、山下議員出席)
- 羊蹄山ろく消防組合議会定例会

(倶知安町 中村議員、山下議員出席)

…… 1 月……

- 8 日 平成24年留寿都村成人式
(副議長、各議員出席)



- 11日 平成24年留寿都消防団出初式
(副議長、各議員出席)
- 11～12日 羊蹄山麓町村議会正副議長会定期
総会
(洞爺湖町 正副議長出席)
- 16日 平成24年留寿都商工会新年会
(ルスツリゾート 議長出席)
- 17日 平成24年第1回議会臨時会
議員全員協議会
- 18日 平成24年第1回後志広域連合議会臨時
会
(倶知安町 議長出席)
- 23日 平成24年度身体障害者福祉協会
留寿都分会定期総会 (議長出席)
- 羊蹄山ろく消防組合議会臨時会
(倶知安町 中村議員、山下議員出席)
- 25日 羊蹄山麓町村議会正副議長会議員研修
会
(喜茂別町 議長、各議員出席)
- 26日 平成24年度留寿都村遺族会定期総会
(議長出席)

編 集 後 記

寒中とはよく言ったもので、連日真冬日で呆れてしまうほどです。例年1月下旬に最も気温が低くなるそうですが、雪を踏みしめる音が「キュッ、キュッ」ではなく、「キン、キン」と、聞こえるのは気のせいでしょうか。各地で雪の被害が報告されています。雪国に住む者が雪を恨むことにならないよう、細心の注意を払って除雪作業を行ってください。雪は、謙虚であれと戒める自然からの声と受け止め、春を待ちましょう。

議会だよりを、もっと読みやすくしたいと思いつつ実現していないこと、ただ反省するばかりです。お気づきの点がありましたら、ご意見をお寄せ下さい。

(堤)

編集スタッフ

委員長	堤	富佐代
副委員長	中村	裕明
委員	坂庭	恵子
委員	山下	茂